

令和5年(ワ)1094号 不当条項等差止請求事件

原告 NPO 法人消費者支援ネットくまもと

被告 有限責任事業組合熊本防災災害まちづくり機構 外

意見陳述

熊本地方裁判所民事第2部合議A係 御中

宗教や霊といった超自然的なものを悪用し、人を心理的な不安に陥れて金員を出させるという靈感商法の被害が後を絶ちません。

被告有限責任事業組合熊本防災災害まちづくり機構（以下「被告組合」といいます。）の代表者である谷陽一郎さん（以下「谷さん」といいます。）は、被告組合の営んでいた整体やカフェなどを訪れたお客らに対し、お客らが自分や家族の病気や死去等について相談したのに対し、姓名判断を勧め、お客ら自身の病気や家族の病気は先祖の因縁のためであり、それを解明するためには家系図の作成が必要であるとして家系図の作成契約を締結し、家系図を作成しています。

そして、家系図作成後、「先祖が武士で人を斬って恨みを買っている。それで苦しんでいるため、今後よくないことが起きる。」「数代前の先祖が財の因縁のために苦しんでいる」「財の因縁を断ち切るためにはお金を出して供養をするしかない」「恨みや苦しみのないユートピアを作れば先祖も浮かばれる。そ

れには事業を興さなければならないから、代理店契約をしなさい。」あるいは、「あなたが財を喜捨することであなた自身を苦しめている財の因縁を断ち切ることができ、新たな幸ある人生を送ることができる」等申し向け、一口300万円を権利金とした代理店契約を締結させるということをしました。

この様に、不安な心理状態に陥れ、畏怖させ、それにつけ込んで、代理店契約を締結させている点で、本件は靈感商法の典型的な事例と言えます。

消費者契約法の平成30年改正で、靈感等による知見を用いた勧誘によって、契約を締結させられた場合の取消権の規定が設けられましたが、令和4年（2022年）の臨時国会で、このような勧誘による消費者被害の深刻化に対応するための改正がなされ、消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、靈感等の特別な能力により、消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、契約を締結することが必要不可欠である旨を告げることにより、困惑し、契約をした場合には、これを取り消すことができるようになりました。

しかし、今後も、被告らによってこのような不当な勧誘が繰り返されるとすれば、それは、消費者契約法の改正の趣旨が没却され、新たな消費者被害が拡

大することを許容することに他なりません。

また、本件で同じく差止請求の対象となっている代理店契約の条項には「契約金（一口300万円）は、乙（消費者）が契約解除、除名になった場合においても返還しない」とありますが、契約解除の事由の如何に関わらず、一切返金しないという条項が消費者の権利を侵害し、消費者に不要な負担を強いる条項である点において不当な条項であり、差止請求が認容されるべきことは明らかです。

これらの被告の行為については、当法人が独立行政法人国民生活センター及び熊本県から取り寄せたデータによっても明らかであり、原告としてもこのような状況を看過することはできませんでした。原告は、消費者全体の利益のために活動し、現在及び将来にわたっての消費者被害の防止を図るという適格消費者団体の責務を果たすための活動として、今回の訴訟提起をいたしました。

被告らに対しては、事業者として、本件のような消費者被害に向き合い、誠実に対応することを求めます。

令和6年3月15日

適格消費者団体 NPO 法人消費者支援ネットくまもと

代表者理事 弁護士 青山 定 聖